

平成30年 7月10日 農業委員会 議事録

1 開会日時及び場所 平成30年 7月10日 午後 3時00分
第一委員会室

2 閉会日時 平成30年 7月10日 午後 4時21分

3 委員氏名

(1)出席者

西 茂太郎	篠崎 勝義	澁田 幸広	水野 賢二
矢野 秀樹	中野 晃	安武 正一	三輪 順一
澁田 一吉	中野 喬輔	松尾 秀志	青柳 治幸
渡 秀孝	青柳 茂	水上 哲実	松崎 富雄
原 月江	吉住三千代		

(2)欠席者 (なし)

4 議事に参与した者

事務局長	牟田口政和
係長	藤本耕次郎
係	三原 昌代
農政係	小嶋 勉
農政係	松永健太郎

5 会議に付した事項

第1号議案 農地法第3条の規定による許可申請について

第2号議案 市街化調整区域および都市計画区域外における農地法第5条の規定による許可申請について

第3号議案 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画(案)の決定について

第4号議案 古賀市農業委員会会議規則の一部を改正する規則の制定について

第5号議案 古賀市農業委員会事前審査会規則の一部を改正する規則の制定について

第6号議案 古賀市農業委員会部会規則を廃止する規則の制定について

第7号議案 古賀市農業振興地域整備計画の変更について

午後 3 時 00 分開会

○事務局長（ 君） 皆さんお疲れさまです。30年7月期定例農業委員会を始めさせていただき前に、一つだけ御報告がございます。市役所農林振興課の でございますが、今日ちょっと欠席というか、来ていませんけども、実はこの間降り続いた雨の被害の対応で、今現場に行かせておりますことから、終わりました農業委員会のほうに出席をする予定としております。

改めまして、皆さん、現地確認、大変お疲れさまでございました。ただいまから平成30年7月期定例農業委員会を始めさせていただきます。

まずその前に、本日の出席委員の御報告をさせていただきます。本日の出席委員は18名全員でございます。古賀市農業委員会会議規則第7条の規定のとおり、過半数の要件を満たしておりますことから、本総会が成立したことをまず御報告をさせていただきます。

続きまして、議長の指名でございますが、古賀市農業委員会会議規則第4条の規定に基づきまして、会長が議長を務めていただくことになっておりますので、以降、議事進行につきましては、 会長、よろしくお願い申し上げます。

○議長（ 君） こんにちは。大変暑い中の連日です。どうもありがとうございます。先日の大雨警報で出ましたけど、古賀としては余りこう、若干ありましたけど、大きな影響はなかったのじゃなかろうかと思って、安心して喜んでおります。これにめげないように頑張ってもらわにゃいかんと思っていますけど、よそから見ればよそは大変な被害が出て、もう200人から超す死者が出るとというような状況でございます。古賀は意外と地形的にいいのじゃなかろうかという気持ちでおります。

今期の農業委員会、最後の農業委員会となります。忌憚のない御意見で、古賀の農業が發展しますような、忌憚のない意見をよろしくお願いいたします。

では、ただいまから7月期の農業委員会を始めさせていただきます。

○議長（ 君） 本日の議事録署名人は、水野委員さんと矢野委員さんでお願いいたします。よろしくお願い致します。

○議長（ 君） それでは、第1号議案農地法第3条の規定による許可申請について、番号10、事務局説明、お願いいたします。

〔議案朗読〕

○係（ ） それでは、第1号議案、農地法第3条の規定による許可申請について、番号10について、御説明いたします。議案書の1ページをごらんください。

今回の内容は、申請人が申請地をあっせんによる売買によって所有権を移転し、農地として使

用していくという内容でございます。なお本件につきましては、平成29年7月期農業委員会であつせん委員を指名いたしまして、平成30年6月12日にあつせん協議会を行いまして、こちら内容が整いましたことから今回申請が上がったものでございます。

それではまず、申請人の御説明をさせていただきます。申請人は、 さん。年齢85歳、古賀市内で農業をされていらっしゃる方でございます。農業従事年数は約65年ほどと伺っております。現在の農業経営状況は水稻を作付していらっしゃいます。

続きまして、所有の農機具等でございますが、トラクターを2台、コンバイン、田植機、草刈り機、動噴、2tダンプをそれぞれ1台ずつ所有していらっしゃいます。

続きまして、位置図の御説明をさせていただきます。議案書の2ページをごらんください。今回の申請地でございますが、ランドマークが少し少のうございましたので、今在家にあります高柳橋の東側に位置します丸囲み内の斜線部1筆でございます。

続きまして、今後の申請地に対する営農計画を御説明させていただきます。今後の申請地に対する計画といたしましては、現在田として水稻を作付していらっしゃいますが、今後も同様に水稻を作付していきたいとのことでございます。

最後に、下限面積の御説明をいたします。申請人の現在の耕作面積は4万2,286m²で、今回の申請地1,150m²を合わせますと4万3,436m²となり、50a要件を満たしております。あわせまして地元農業委員さんの署名捺印をいただいていることから、事務局で受理しております。

説明は以上です。御審議、よろしく願いいたします。

○議長（ 君） ありがとうございます。ただいま事務局の説明、おわかりましたが、何かありましたら。何かないですかね。あつせん事業でありますので、特別問題はないと思いますが、ほかに何かありましたら。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（ 君） ないようでしたら、採決をとりたいと思いますが、よろしゅうございますでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（ 君） では、第1号議案、番号10に対して賛成されます方は挙手でお願いいたします。

〔賛成者挙手17/17名〕

○議長（ 君） 全員賛成。ありがとうございます。

では、同じく第1号議案、番号11、事務局説明お願いいたします。

〔議案朗読〕

○係 () それでは、第1号議案、農地法第3条の規定による許可申請について、番号11について、御説明いたします。議案書の1ページをごらんください。

今回の内容は、申請人が申請地を親子間の贈与によって所有権を移転し、農地として使用していくという内容でございます。まずは申請人の御説明をさせていただきます。申請人は、
さん、
さん。各々持ち分2分の1でございます。年齢につきましては、お2人も62歳でございます。御夫婦で、古賀市内で農業を営んでいらっしゃいます。農業従事年数は、それぞれ約40年ほど伺っております。現在の農業経営状況でございますが、野菜及びかんきつを作付されていらっしゃいます。所有の農機具等でございますが、トラクター、軽トラック、草刈り機、動噴をそれぞれ1台ずつ所有していらっしゃいます。

続きまして、位置図の御説明をさせていただきます。議案書の3ページをごらんください。今回の申請地でございますが、青柳にございます石瓦公民館の北東に位置します丸囲み内斜線部1筆でございます。

続きまして、今後の申請地に対する営農計画を御説明させていただきます。現在は、畑として野菜を作付されていらっしゃいますが、今後も同様に野菜を作付していきたいとのごことでございます。

最後に、下限面積の御説明をいたします。申請人の現在の耕作面積は、1万1,400㎡で、今回の申請地、2,244㎡を合わせますと、1万3,644㎡となり、50a要件を満たしております。あわせまして地元農業委員さんの署名捺印をいただいていることから、事務局で受理しております。

説明は以上です。御審議、よろしくお願いいたします。

○議長 (君) ありがとうございます。ただいま事務局の説明が終わりましたが、何かありましたら。これも親子間の贈与ですから、問題ないと思いますが。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長 (君) ないですかね。ないようでしたら、採決を取りたいと思いますが、よろしいでしょうか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長 (君) では、第1号議案、番号11に対して賛成をされます方は挙手でお願いいたします。

[賛成者挙手17/17名]

○議長 (君) 全員賛成です。ありがとうございます。

○議長 (君) 続きまして、第2号議案市街化調整区域及び都市計画区域外における農

地法第5条の規定による許可申請について、番号5、事務局説明、お願いいたします。

〔議案朗読〕

○係 () それでは、第2号議案、農地法第5条の許可申請、番号5について、御説明いたします。

今回の申請は、申請人が農地法第5条の申請で売買を行い、貸資材置き場に転用するといった内容でございます。申請人等につきましては、先ほど朗読で読み上げられたとおりでございます。

それでは、位置図の御説明をいたします。議案書の5ページをごらんください。今回の申請地でございますが、大根川にかかります鷺白橋及び鷺白橋交差点の南東に位置します丸囲み内斜線部2筆でございます。

次に、農地区分の御説明をいたします。今回の申請地の東側及び西側につきましては、他地目による分断。南側につきましては、河川による分断。北側から北西及び北東にかけて一部農地の広がりがございますが、北東側につきましては、九州自動車道による分断。北側につきましては、段差による分断。西側につきましては、県道側から段差がございまして、こちらの全ての広がりをお合合わせすると9.47haでございますことから、10ha未満でございますので、第2種農地であると判断しております。

次に、計画図の御説明をいたします。議案書の6ページをごらんください。今回こちらの計画図は、縦向きに見ていただければと思います。まず今回の申請地の乗入口に関しましては、県道清滝古賀線側1カ所となり、乗入口につきましては、アスファルト舗装、残りの通路につきましては、砕石に転圧をかける計画となっております。また、今回申請地の東側につきましては、既に住宅地がございまして、既設ブロックがございまして、西側及び南側につきましては、フェンスをつくる計画となっており、こちら見ていただきましたらわかりますとおり、全部で4カ所の資材置場及びトラック、重機置場というふうな区画割をしているという計画となっております。

それでは、雨水及び雑排水関係について、御説明をさせていただきます。まず、雨水排水につきましては、水勾配を設けまして、今回申請地内に新しくU字溝を設けます。こちらにつきましては、県道清滝古賀線側から西を通りまして南側にかけて、新しくU字溝をつける計画となっております。こちらのU字溝を通じまして、その後市道を渡りまして、既設側溝のほうへ水を排出する計画となっております。

次に、汚水及び雑排水関係でございますが、今回貸資材置場でございますので、原則、汚水及び雑排水は発生いたしません。油水分離槽を一番南側でございますが、新しく設置いたしますU字溝のすぐ右側でございますが、こちらに油水分離槽を設置する計画となっております。

次に、切土及び盛土について御説明をいたします。議案書の7ページをごらんください。こちらが今回の計画図に対します1-1'断面、及びA-A'断面が示されておりますが、先ほど申

し上げましたとおり、今回水勾配を設けておりますので、現況高より最大45cmの盛土をする計画となっております。なお、今回切土については発生いたしません。

最後に、地元水利関係承諾書について、御説明をさせていただきます。

今回は条件付承諾ということで、2点の条件が付されております。1、完成後、発生残土は持ち込まないこと2、近隣に迷惑をかけないこと以上、2点の条件を付されまして、平成30年5月15日付の農区長の署名捺印、及び地元農業委員さんの署名捺印をいただいていることから、事務局で受理しております。

説明は以上でございます。御審議、よろしくお願いいたします。

○議長（ 君） ありがとうございます。ただいま事務局の説明は終わりましたので、地元委員さん、 委員さん、御説明をお願いいたします。

○委員（6番 君） 地元開発委員会を5月12日に実施をいたしまして、先ほど事務局が言いますように2点の条件を付して許可をしております。残土等々の持ち込み、それから近隣の迷惑ということで、両方とも承諾等々をもらっておるということでございましたので、許可をいたしております。

以上でございます。

○議長（ 君） ありがとうございます。ただいま地元委員さんの説明が終わりましたので、何か御質問がありましたら。何かないですかね。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（ 君） なければ採決をとりたいと思いますが、ようございますでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（ 君） では、第2号議案、番号5に対して賛成されます方は挙手でお願いいたします。

〔賛成者挙手17/17名〕

○議長（ 君） 全員賛成、ありがとうございます。

続きまして、同じく第2号議案、番号6と7になりますけど、市のほうの説明は一緒でお願いしたいと思いますので、採決は別々に、6と7をとりたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

では、第2号議案の番号6と7、事務局説明、お願いいたします。

〔議案朗読〕

○係（ 君） それでは、第2号議案の番号6及び番号7について、御説明いたします。

まず番号6につきましては、申請人が農地法第5条の申請で売買を行い、貸店舗、コンビニエンスストアに転用するといった内容でございます。また、番号7につきましては、申請人が農地

法第5条の申請で賃貸借契約30年の契約を行いまして、同じく貸店舗、コンビニエンスストアに転用するといった内容となっております。申請人等については、先ほど朗読で読み上げられたとおりでございます。

ではまず位置図の御説明をいたします。議案書の8ページをごらんください。今回の申請地でございますが、県道米多比谷山古賀線、薬王寺温泉入り口交差点の西側に位置します丸囲み内の斜線部及び点線部が宅地となっておりますが、こちら農地につきましては、合わせまして3筆、宅地が1筆の計画となっております。

次に、農地区分の御説明をいたします。まず申請地の北側につきましては、段差による分断、東側につきましては、一部農地の広がりがございますが、それから東側にかけて集落の広がりがあり、他地目による分断、南側につきましては、河川による分断、東側につきましては、他地目による分断があり、農地の広がり1.75haであることから10ha未満であり、2種農地であると事務局では判断をしております。

次に、計画図の御説明をいたします。議案書の9ページをごらんください。こちらが今回の貸店舗、コンビニエンスストアに関する計画が示されておるところでございます。今回、宅地を含みますので、番号6と7を合わせまして、農地面積が2,607m²、宅地部分につきましては、90.02m²、合わせまして2,697.02m²の敷地総面積となっております。

今回、まず乗入口につきましては、市道の栗原水上線から1カ所、そして県道米多比谷山古賀線から1カ所の乗入口がございます。まず、市道側から、南側、失礼しました。北側からの乗り入れにつきましては、先ほど現地御確認いただきましたが、かなりの段差がございます。こちらにつきましては、盛土及びL型擁壁を用いまして、被害防除に努めておるところでございます。また現地御説明いたしましたとおり、現在使用しております基幹水路は、そのまま残すような形となっております。

今回、申請地の周囲につきましては、北側につきましては今申し上げたとおりでございますが、残りの西側、東側、南側につきましては、コンクリートブロックの上にメッシュフェンスをつくる計画となっております。そしてこちら、計画図に示されておりますとおり、コンビニエンスストアの平屋建ての店舗、普通乗用車の駐車場、トラック用の駐車場をそれぞれ設置する計画となっております。

それでは、雨水及び雑排水関係について、御説明をさせていただきます。まず雨水排水につきましては、駐車場部分につきましては、水勾配を設ける計画となっております。また今回の店舗の周囲には雨水枡を設けまして、今回新設の側溝を入れております。こちらは、この図面で申し上げますと、皆様からみて右手側、西側でございますが、こちら側に新しい側溝を設けまして、最終的にちょうどこの図面の一番右上のほうにございますが、既存の集水枡というところがございま

す。こちら側につきぎ込みを行いまして、既設の道路側溝へ排出する計画となっております。

また汚水及び雑排水につきましては、平屋建ての物販店舗と書いております右下部分でございますが、45人槽の浄化槽を設置する計画となっております。こちらにつきましては、揚げ物等の油を使いますことから算出したしまして、45人槽の浄化槽を設けているとのことでございます。こちらを通じまして、同様に集水桝を通りまして、最終的に既設の道路側溝へ、この図面で申し上げますと右上の部分でございますが、こちらへ排出する計画となっております。

次に汚水、失礼いたしました。次に切土及び盛土について御説明をさせていただきます。議案書の10ページから11ページをごらんください。今回はかなり大きな盛土となっております。北側部分につきましては、かなりの急な、切り立ったような形になっておりますが、こちらについて、先ほど申しましたようにL型擁壁を設けてまいります。一番わかりやすいのが11ページの4-4断面図でございます。こちらの市道側からスロープをつける計画となっておりますので、最大で2.37m、こっちが4-4断面図につきましては、最大2.37m、そしてすぐ下の5-5断面図でございますが、こちらにおきまして最大2.6mの盛土をする計画となっております。

最後に、地元水利関係承諾書について御説明をさせていただきます。今回は無条件承諾ということで、平成30年5月24日付で農家からの承諾書の提出がっております。あわせまして、地元農業委員さんの署名捺印をいただいていることから、事務局で受理しております。

説明は以上でございます。御審議、よろしくお願いいたします。

○議長（ 君） ありがとうございます。ただいま事務局の説明が終わりましたので、地元委員さんの 委員さん、御説明お願いいたします。

ただ、このとき6番と7番、両方合わせた中で説明をお願いします。

○委員（17番 君） ただいま、事務局の説明のとおりです。4月17日に地元開発委員会を開きまして、当初は北側にあります用水路、60mほどあります。これをヒューム管に入れて、2m60cmほど盛土をする暗渠工法で御提案されていましたが、もしパイプが詰まったときは対処ができないということで、地元としては出入口以外は暗渠にしない工法でお願いしたいと御要望いたしました。

それから1カ月後、新しい図面が上がってきまして、確認をいたしましたところ、地元の要望どおりの工法になっていましたので、問題ないと判断し、農区長及び行政区長の署名捺印をいただいております。

御審議のほど、よろしくお願いいたします。以上です。

○議長（ 君） ありがとうございます。ただいま地元委員さんの説明が終わりましたけれど、何かありましたら。まず番号6に対して何かありましたら。何かないですかね。

ちょっと事務局いいですか。これは片方が売買で片方は賃貸になっておるけど、何かあったんかね、意味が。

○係（ 〇〇〇〇 ） ただいまの御質問にお答えいたします。当初から今回の申請人は売買でということでお話を進めていたようでございますが、番号7のほうの所有者の方がもう売買ではなく、農地を貸すことはできるけれども、売買は行いたくないということでございましたので、こちら最終的に話を整えるために、番号6については売買、番号7については賃貸借、賃借権の設定ということになっておりますが、30年後、特段何もなければ、これをまた更新していく契約であるというふうに伺っております。

以上でございます。

○議長（ 〇〇〇〇 君 ） ありがとうございます。ほかに何かないですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（ 〇〇〇〇 君 ） なければ採決をとらせてもらって、ようございますでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（ 〇〇〇〇 君 ） では、第2号議案、番号6に対して賛成されます方は挙手でお願いいたします。

〔賛成者挙手17/17名〕

○議長（ 〇〇〇〇 君 ） 全員賛成、ありがとうございます。

続きまして、同じく第2号議案、番号7に対して承認とれば、挙手でお願いいたします。

〔賛成者挙手17/17名〕

○議長（ 〇〇〇〇 君 ） 全員賛成、ありがとうございます。

○議長（ 〇〇〇〇 君 ） 続きまして、第3号議案農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画（案）の決定について、事務局説明、お願いいたします。

〔議案朗読〕

○農政係（ 〇〇〇〇 ） それでは、第3号議案について、御説明いたします。

農業経営基盤強化促進法第18条第1項により、市町村は農業委員会の決定を経て、農業用地利用集積計画を定めなければならないとなっておりますことから、今回議案上程いたしました。

13ページをごらんください。左上に、平成30年度第4号と書かれております。今回、新規で4件、利用権設定の申し出がっております。

それでは、新規申し出について、御説明いたします。14ページをごらんください。整理番号15、貸手、〇〇〇〇、古賀市薬王寺在住。借り手、〇〇〇〇、古賀市薬王寺在住。利用権設定をする土地は、薬王寺の字荒尾の農業用施設3筆、合計1,685m²です。平成30年6月

1日から平成30年12月末まで、1年間の貸借りとなっております。借り手の営農状況及び利用権設定の内容については、14ページの記載のとおりとなっております。

続きまして、整理番号16、貸手、[]、古賀市薬王寺在住。借り手、[]、古賀市薬王寺在住。利用権設定をする土地は、薬王寺の字前田の農業用施設1筆、994m²です。平成30年6月1日から平成39年12月末まで、10年間の貸借りとなっております。借り手の営農状況及び利用権設定の内容については、15ページの記載のとおりとなっております。

続きまして、整理番号17、貸手、[]、古賀市筵内在住。借り手、[]、福岡市在住。利用権設定をする土地は、筵内の字上ノ原の田んぼ1筆、1,127m²です。平成30年1月1日から平成31年12月末まで、2年間の貸借りとなっております。借り手の営農状況及び利用権設定の内容については、16ページの記載のとおりとなっております。

続きまして、整理番号18、貸手、[]、古賀市花見東在住。借り手、[]、古賀市青柳在住。利用権設定をする土地は、青柳町の字原の田んぼ1筆、1,670m²です。平成30年1月1日から、平成33年12月末まで4年間の貸借りとなっております。借り手の営農状況及び利用権設定の内容については、17ページの記載のとおりとなっております。

以上、新規の利用権設定につきましては、全て地元農業委員の署名捺印をいただいておりますことから、市にて受理しております。御審議のほどよろしく願いいたします。

○議長（[]君） ありがとうございます。ただいま事務局の説明が終わりましたが、何かありましたら。

○委員（12番 []君） 整理番号の15、16で、現況が農業用施設となっておりますけれども、これは具体的にどういうことでしょうか。

○議長（[]君） 事務局。

○農政係（[]） ただいまの御質問にお答えいたします。

[]さんがイチゴ、観葉植物を栽培しておりまして、現地を確認したところ、ビニールハウスが建っておりますことから、農業用施設というふうに記載をさせていただいているところになります。

以上です。

○議長（[]君） ようございますか。

ほかに何か。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（[]君） なければ採決をとりたいと思いますが、ようございますでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（[]君） では、3号議案に対して賛成されます方は挙手をお願いいたします。

[賛成者挙手17/17名]

○議長 () 君) 全員賛成、ありがとうございます。

○議長 () 君) 続きまして、第4号議案古賀市農業委員会会議規則の一部を改正する規則の制定について、事務局説明、お願いいたします。

[議案朗読]

○係 () それでは、第4号議案について、御説明いたしますが、第4号議案の説明に入ります前に、前回6月期の全員協議会にて、今回の第4号議案から第6号議案に上がっている内容について御説明及び議決を求めますということでお話をしていたのですが、ここの経緯について少しお話をさせていただきたいと思っております。

前回6月期の全員協議会の中では、まず古賀市の農業委員会規則の制定をしたいというお話をさせていただきました。また、農業委員会会議規則の一部の改正、また事前審査会規則の改正、そして部会の廃止、部会規則を一部改正して研究会という名前にしたいというお話をさせていただいております。その際に私どもの法制、文書法制を行っております担当課のほうと協議をしておりますとお話をしておりましたが、今回3本しか規則の改正等に関するものが上がっておりませんので、こちらについて簡単に御説明をさせていただきますと、まず農業委員会規則については、こちら第4号議案に上がっております会議規則、こちらの名前を改正して合体したものにさせていただいたということが1点でございます。

そして、2点目でございますが、事前審査会規則につきましては、そのまま後で5号議案の中でお話をさせていただきたいと思っております。そして、第6号議案でございますが、部会の廃止でありまして、研究会規則が上がっていないことにつきまして、こちらについては6号議案の中でお話をさせていただきますので、どうぞよろしくお願いたします。

それでは、第4号議案について、御説明をさせていただきますが、19ページから、今回22ページにかけて新旧対照条文を載せておりますが、非常にわかりにくいと思われましたので、皆様に別途資料として資料1、平成30年7月期農業委員会第4号議案から第6号議案関連というものをお配りしております。こちらを見ていただきながらお話したほうがわかりやすいと思っておりますので、資料1及び、こちらの19ページから22ページを用いてお話をさせていただきたいと思っております。

まず資料1をごらんいただきますと、こちら今まで農業委員会会議規則であったものが、下線を引いておりますところが今回変わっております。古賀市農業委員会規則と変えておるところでございます。まず、会議規則の名前を農業委員会規則にしたいということでございます。そして第1条から順にお話をさせていただきますが、第1条の下線部引いておりますところは、

19ページの右側の現行というところを見ていただきますと、今までありました内容から「農業委員会等に関する法律、その他の法令に規定する」と、こちらが変わったというところがございます。

次の2番の、第2条の「定義」でございますが、こちらは括弧書きの中にこの後下線を引いたところが出てまいります。こちらにつきましましては、19ページをごらんいただきますと、「会議」であったものが「定義」に変わっておりますといったことございまして、こちらは条文が繰り上がったり、繰り下がったりというものがございまして、括弧書きの中にタイトルの下に下線が引いてある分は、今申し上げましたような内容で変わっているということをお読み取りいただければと思います。

第2条でございますが、こちらに「定義」というものを示しております。こちらにつきましましては、今まで「会議」でございましたが、こちら記載しておりますとおり、「法において使用する用語の例による」というのを新しく加えておるところでございます。

次が、第3条の部分でございます。今まではこちら第3条というのが「会議の通知」について記載されておりましたが、こちらが「副会長」という形になっております。なぜ会長がなくて、急に副会長が出てくるかと申し上げますと、農業委員会等に関する法律の中に、会長についての定義というのは定められております。よって、こちらの農業委員会規則に新しく定める必要がございません。これは第1条のところに「農業委員会等に関する法律その他の法令に規定するもののほか」と記載しておりますところから会長がなくて、新たに古賀市農業委員会においては副会長を2名、2名体制で敷いておりますので、こちらの副会長の定義についてを記載させていただきます。

また第3条の2でございますが、「副会長は委員が互選したものをもって充てる。」というふうな記載をさせていただきます。

次に、第4条でございます。今までは第4条については、「議長」と示しておりましたが、こちらを「総会」というふうに定めております。こちらの「総会の会議」というのを新しく加えておまして、こちらにつきましましては、「定例会と臨時会とに区分する。」というふうに記載をしておるところでございます。

次、第5条でございます。こちらに「開催通知」と記載しております。今までは、第5条については「欠席」という記載がございましたが、こちらを「開催通知」に変えております。そして「開催通知」のところでございますが、内容としては特段、今までにございました「会議の通知」の第3条と変わっておりませんので、こちらの条文が変わった。そして、「会議の通知」が「開催通知」に変わったというところがございます。

第6条でございます。こちらについては、今まで4条で「議長」とあったところが、6条に変

まりましたので、6条のところにアンダーラインを引いております。

第7条のところでございます。こちら「欠席」については、今まで第5条に示されておりましたが、こちらが第7条に移行したことから、第7条にアンダーラインを引いております。そして第7条の第2項でございます。「前項の届出は口頭で行うことができる。」でございます。こちらにつきましては、今までは第5条の中にただし書きで「この届出は、口頭をもつて行うことができる。」と書いておりましたが、こちらについてを整理いたしまして、第7条の第2項のほうに記載をさせていただいております。

資料の、そのまま8ページのほうをおめくりください。まず8ページの第8条から、失礼しました。資料2ページの第8条から第11条につきましては、こちら今まで記載のあったものが繰り下がったもの、また繰り上がったものというふうになっておりますので、アンダーラインを引いておるところでございます。

そして第13条でございます。「総会の傍聴」というふうにございますが、今までは第15条で「傍聴人」という形で示しておりましたが、こちらを「総会の傍聴」ということにしてまとめをさせていただいております。

そして第13条のところにアンダーラインが記載しておりますところは、第15条から第13条に変わったということでございます。こちらの第13条の第2項及び第3項に、「その他」のところにアンダーラインが示していますけれども、こちらは何が変わったかと申し上げますと、今までは「その他」の前、第2項でございますと、「酒気を帯びている者」の後に点ですね、読点が打っておりました。第3項についても「発言し」の後に読点、点が打ってございましたが、こちらが必要ないことからそのまま読点を取りまして、「その他」につなげたということでございます。

3ページにつきましては、特段変更がございませんので、割愛をさせていただきます。

以上、第4号議案につきましては、冒頭に申し上げましたとおり、今までございました会議規則の中に新たに農業委員会規則という名称を変えまして、規則を一部改正して制定したいという内容でございます。第4号議案について御審議のほど、よろしく願いいたします。

○議長（ 君）　ありがとうございます。ただいま、事務局の説明が終わりましたが、何かありましたら。

○委員（15番 君）　まず資料1のほうの1ページの7条で、これは誤字ですね。

「委員は、事故その他やむを得ない事由」ですよね、これね。誤字やろ。誤字ですね。

それと、2ページの13条ですけども、「傍聴人は定められた場所以外の場所において傍聴してはならない」で。これ、会議をとか、会議を定められた場所以外においてとか、何か言葉が足りないかなというふうに思います。

それから、この13条は項立てで、1項から11項まであるのですが、最初は「傍聴人は」という主語ですと第4項まできて、7項は会議を「傍聴しようとする者は」と、それから8項は「傍聴券の交付を受けた者は」と、9項は「傍聴券の交付を受けた者は」と、同じなのですが、たぶん、傍聴人というのは、もう要するに傍聴の許可を受けた人のことを指しているのですが、8項と9項は同じ「交付を受けた者は」とかいうのがあるのですが、多分、項の順番が3項の前に7、8、9がきたほうが、本当は順番としては合うのじゃないかと思います。

それと10項は、多分これ主語がないのです。「傍聴を終え、退場しようとする者は、傍聴券を返還しなければならない」。これは多分、「傍聴人は」ということやろうと思うのです。

これ、改正部分のアンダーラインが入っていないところなのですが、従来の規則が多分少し言葉が不足していたところがあったのじゃないかということで、意見を申しました。

○議長（ 君） ありがとうございます。事務局、何かありますか。

○係長（ 君） 今回の御意見につきましては、その規則の大筋についての、あれではないかなと思いますので、再度法制部局と打ち合わせの上……。

○委員（15番 君） ちょっと待って。これ、規則交付してしまつとるやろ。番号が……日付が空欄になつとるか。まだか。はい、わかりました。（「日にち入っていないなあ」と呼ぶ者あり）

法制と協議しとってください。事務だけのことです。

○議長（ 君） 今回の意見で改正するものか、書き直すものか、その辺をどうするか、はっきりしてもらえたほうがいいと思うかと。

はい、事務局。

○事務局長（ 君） 申しわけありません。資料の1の1ページでございます。第7号、委員欠席の部分でございます。「委員は事故その他やむを得ない事由により」この「事由」という言葉が、変換ミスでございました。事の、自由の由ですね、ということで修正をさせていただいた上での、御審議をしていただきたいということでございます。

また2ページの、総会の傍聴、第13条に関する御意見につきましては、事務局といたしましては、市の文書法制部局と協議を積み重ねた形で、本日上程をさせていただいておりますことから、今後、見直すタイミングで、その辺の言葉の整理はさらに努めてまいりたいというふうに思っておりますが、8月からの新体制移行に向けた形での部分で、議案を上程させていただいておりますことから、13条につきましては、 委員の御意見は御意見として承りたいというふうに思っておりますのでございます。

以上です。

○議長（ 君） そういう答えでいいですか。

○委員（15番 君） 基本的に、これ煮詰めてしまっと思うのです。ですから次回、何かこの規則の改正が発生した場合に、同時に今後、あわせて改正を検討していただければいいということに思います。

○事務局長（ ） ちょっと答弁が言葉足らずで申しわけありません。もう一度、答弁をさせていただきたいと思います。

資料の1の1ページの第7条につきましては、先ほど答弁をさせていただきましたとおり、事の、自由の由というふうな形で、変換ミスでございまして、大変申しわけございません。変換をした上で、御審議を頂戴したいというふうに思っております。

また2ページの、第13条につきましては、事務局といたしましては原案どおりと申しますか、議案上程の内容、この資料の1の13条に示しておりますとおり、御審議をしていただきたいというふうに思っておりますが、言葉の整理という御意見でございますので、今後、新体制以降で、一部改正等のタイミングを見て、言葉の整理、文言の整理、主語を明確にしていくというところはさらに努めてまいりたいというふうに考えているところでございます。

以上です。

○議長（ 君） そういう形でいいですか。

○委員（15番 君） もうそれしかないと思います。

○議長（ 君） ほかに何か。ほかにないですかね。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（ 君） なければ採決をとりたいと思いますが、ようございますでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（ 君） では、第4号議案に対して賛成されます方は挙手をお願いいたします。

〔賛成者挙手17/17名〕

○議長（ 君） 全員賛成、ありがとうございます。

○議長（ 君） 続きまして、第5号議案古賀市農業委員会事前審査会規則の一部を改正する規則の制定について、事務局説明、お願いいたします。

〔議案朗読〕

○係（ ） それでは、第5号議案について御説明をいたします。資料につきましては、4ページから5ページにかけてでございます。また議案書につきましては、24ページの新旧対照条文をごらんいただきながら、御説明をさせていただきたいと思います。

今回事前審査会規則の変更点でございますが、まず第2条でございます。こちらの第1項の第

2号でございます。「農業委員会の副会長」という記載がございまして、今までは、その前の条文で第2条に「次に定める委員6人により構成する」と書いておりますが、人数の内訳が入っておりませんでしたので、今回こちらについて改めて委員の人数を示しておるところでございます。アンダーライン部分の「副会長」の後が「2人」でございます。

そして次の第3号でございますが、「次条に定める区域を担当する」のところにアンダーラインがございまして。こちらは、今までは「区域を代表する農業委員」ということとございました。こちらの「区域を代表する」という意味合いでございますが、今までは選挙制でございまして、その中から「旧小野村、旧青柳村、旧古賀町の各区域を出身とする」という形で記載をされておりましたが、今回農業委員会等に関する法律が変わっておりまして、選挙制が皆さん御存じのとおり廃止となっております。

ただし農地の利用の最適化を進める必要がございますので、区域を担当するということは構わないということで、こちらは法律にも記載されている内容でございますことから、第3条の部分でございますが、失礼しました。第2条の、まず「次条に定める区域を担当する農業委員」の部分は「農業委員会の委員 3人」というふうに記載をさせていただいたところでございます。この農業委員会の委員には、最適化推進員さんも含まれるという意味合いとなっております。

次に第3条でございます。先ほど申し上げましたとおり、「区域を代表する」を「担当する」に変えておるところでございます。また第3条の中でございまして、「旧小野村、旧青柳村及び旧古賀町の各区域を担当する農業委員会の委員」、先ほど申し上げましたとおりでございます。こちらの「互選により、それぞれ1名を選出する」というふうに記載をさせていただいたところでございます。

次に第4条の第5項でございます。こちらは「会長が必要と認めたときは」とございまして、今までは「事前審査会の委員以外の農業委員または関係者の出席を求める」と「ことができる」というふうに記載しておりましたが、農業委員さんも関係者に含まれますことから、こちらをまとめまして「事前審査会の委員以外の関係者の出席を求めることができるものとする」に変更したところでございます。

事前審査会規則の一部改正につきましては、ただいま御説明をさせていただきましたとおりでございます。第5号議案につきまして、御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（ 君） ありがとうございます。ただいま事務局の説明が終わりましたが、何かありましたら。何かないですかね。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（ 君） 採決とらせてもらって、ようございますでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（ 君） では、第5号議案について賛成されます方は挙手でお願いいたします。

[賛成者挙手17/17名]

○議長（ 君） 全員賛成、ありがとうございます。

○議長（ 君） 続きまして、第6号議案古賀市農業委員会部会規則を廃止する規則の制定について、事務局説明、お願いいたします。

[議案朗読]

○係（ ） それでは、第6号議案について御説明をさせていただきます。議案書につきましては26ページ、資料1につきましては、6ページをごらんください。

今までも全員協議会の中でお話をさせていただきましたが、農業委員会で部会を定める場合には、改正農業委員会法に基づきまして、まず部会を条例で設置しなければならないということを御説明してまいりました。また、条例で設置いたしました部会につきましては、認定農業者等がその部会ごとに過半数を占めなければならない、かつ利害関係のない農業委員さん1名が必ずこの部会に含まれていなければならないということで、新しく法律が変わりましたことから、今回農業委員会の部会規則について廃止をさせていただくものでございます。

なお、資料の6ページにつきましては、今までありました部会規則がこちらになっているところを示しておるところでございます。インターネットからこちらの規則を引き出しましたので、アンダーラインが入っておりますが、こちらは訂正部分ではございませんので御了承ください。そして先ほど申し上げましたとおり、議案書の26ページに記載しておりますとおり、古賀市農業委員会部会規則を廃止する規則、こちらを定めさせていただきたいという内容でございます。

第6号議案の説明については、以上でございます。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（ 君） ありがとうございます。ただいま事務局の説明が終わりましたが、何かありましたら。何かないですか。

いいですか。今後部会のかわりに何かということになると、例会とか何とかいう形で置いていくのですか。

○係（ ） ただいまの御質問にお答えいたします。今までございました三つの部会及び農業委員会だより編集委員会につきましては、こちら名称を変更して研究会という形で残させていただき予定でございます。この研究会につきましては、こちらが新しい農業委員会法に記載されております所掌事務の内容の中に……ちょっと待ってください。こちらの所掌事務の内容の中に記載されております内容でございますが、こちらの第6条の第3項の第2号でございますが、農業一般に関する調査及び情報の提供というものが示されておりますことから、部会ではなく研

研究会という形で調査及び研究を進めていくという認識を持っております。よって研究会につきましては、内規で定めさせていただく予定としております。

以上でございます。

○議長（ 君） もしそうなった場合、内規で定めて、その決定権が出てくると。

○係（ ） 決定権でございますが、今までの部会でございますけれども、今までは、部会規則で定めておりました部会の内容を調査、研究して、最終的に部会で先決というのを古賀市のほうでは行っておりません。よって部会で、皆さんで御検討いただいた内容を最終的に総会で御提案いただいて、議決をとってございましたので、研究会につきましても同様の内容をもって、調査、研究をしていただいた上で、最終的に、議決が必要なものについては、研究会から上げたということになりますと、今までの部会と同じではないかということで、条例に定められなければならない。そして過半数の要件等で皆様に御迷惑をおかけいたしますので、農業委員会会長からの議案上程という形をとっていただく必要があると考えております。

以上でございます。

○議長（ 君） わかりました。ありがとうございます。何かほかにはないですかね。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（ 君） なければ採決をとりたいと思いますが、ようございますでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（ 君） では、第6号議案に賛成されます方は挙手でお願いいたします。

〔賛成者挙手17/17名〕

○議長（ 君） 全員賛成、ありがとうございます。

○議長（ 君） 続きまして、第7号議案古賀市農業振興地域整備計画の変更について、事務局説明、お願いいたします。

〔議案朗読〕

○農政係（ ） それでは、第7号議案、整理番号1について、説明いたします。議案書の28ページをごらんください。

今回の申請地は、小竹にある福岡県動物愛護センターの東に位置します、丸囲み内斜線部1筆が農用地の除外となります。

今回の申請人は、株式会社 代表取締役 氏になります。株式会社 の会社概要であります。海外から樽詰された羊の腸を購入し、ウィナーソーセージの皮をパイプに加工する作業を行う会社になります。現在、株式会社の事務所及び作業倉庫は小竹にはありますが、計画としましては事務所及び作業倉庫の移設になり

ます。

移設の理由としましては、販売数量の増加に伴い、現在の事務所及び作業倉庫では許容量が100%を超えているため、別のハンメーカーの工場3カ所の一部を借りて会社の製品を加工している状況であります。このような状況でもあるため、事務所及び作業倉庫を移設し、作業環境の改善や商品の品質管理が行えるよう移設する計画が上がっております。

議案書29ページをごらんください。計画図になります。全体の計画面積としましては、面積合計が1,630m²です。移設の事務所及び作業倉庫の建物スペースについては、パイプ及びケース洗浄室、ボイラー室、容器、原材料、製品の保管室、原材料や製品の冷蔵庫、作業室や工具室、また事務所や食堂、更衣室等を新設します。建物以外のスペースについては、従業員の駐車場や搬入等のスペースを設けることとなっております。人員については現在41名体制で、移設の際は新規に11名を増員し、55名体制で運営していく予定であります。

水利についてであります。雨水については屋内敷地内、建物の4隅に雨水用の溜桝を設け、東側の既存側溝に排水する予定です。また生活雑排水についても、合併浄化槽を設置し、東側の既存の側溝に放流することとなっております。

議案書30ページをごらんください。縦横断面図になります。1-1'は、計画図の29ページ、西側から東側の線。A-A'は南側から北側の線になりますが、申請地はおおむね平地であるため、A-A'のみ盛土を30cm行う予定となっております。切土については、ございません。

それでは、別にお配りしております資料2を見ながら、除外のための5要件がクリアされているか、順にチェックしていきたいと思っております。1枚目をごらんください。ここでは、農業振興地域の整備に関する法律第13条第2項に該当する、五つの検討条件が全て満たされているかを確認していきます。まず第1号の、申請地以外に代替できる土地がないこととなっておりますが、申請地は古賀市都市計画上、準都市計画区域の特定用途制限地域で、筑紫野古賀線沿線地域になります。

申請者、株式会社[]は古賀市に自己所有の土地はありませんが、代替地の検討として、申請地以外にも小竹地区で3カ所の候補地を検討しましたが、いずれも農地の広がりがあることや、傾斜地であることや、道路が狭いことを理由に、今回の申請地以外では目的の達成ができないとの検討結果であります。

次に、第2号の農用地の集団性や、周辺農地に支障がないかという点でございます。資料2の2ページをごらんください。こちらが古賀市の農振の広がり全体の図面です。左下、丸囲みが申請地になります。資料2の3ページ目をごらんください。詳細図になりますが、丸囲み内斜線部が申請地となります。農用地の集団性を申し上げますと、農振整備計画で申し上げますと、今回の申請地については四方に農地の広がりはなく、農振の用地でもありません。また今回の計画は必

要最小限の面積で計画しており、申請地を除外しても、連帯性に支障がないと判断しております。

次に第3号の、農用地の利用集積に支障がないかという点については、申請地の所有者は認定農業者ではなく、またこのほかに農地を所有しておりません。隣接地においても、地目が山林であることや、農地以外の地目であるため、申請地を除外しても支障がないと判断しております。

次に第4号の水利など、土地改良施設に支障がないかという点については、議案書の29ページの計画平面図をごらんください。申請地については現地でも確認いただいたところですが、生活雑排水につきましては、合併浄化槽を敷地内に設置し、雨水排水についても建物4隅に、失礼いたしました。溜枳を設置し、既存の側溝に排水する予定です。この申請の際に、地元水利組合長の署名捺印をいただいております、水利関係には支障がない説明を受けておりますことから、支障がないものと判断しております。

次に第5号、補助事業を受けている場合は、8年以上経過していることとあります。除外申請地は、国県などからの公共投資を受けている土地ではないことから、第5号要件には該当しません。また仮に除外されたとして、転用の見込みがあるかという点も、除外に当たっての要件としてございます。

今回の申請地については、農業委員会事務局に確認をしたところ、事務局では2種農地ではないかと考えていることから、転用の見込みがあると考えております。簡単ですが、説明は以上です。委員におかれましては、ここを農用地から除外してよいかどうかについての御意見をいただきたいと思っております。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（ 君） ありがとうございます。ただいま事務局の説明終わりましたので、地元委員さん、中野委員さん、説明をお願いします。

○委員（10番 君） ただいま事務局より、説明していただきましたように、2月21日に地元水利委員会を開催いたしまして、特段問題がないということで、承認しております。審議のほど、よろしくお願いいたします。

○議長（西 茂太郎君） ありがとうございます。ただいま、地元委員さんの説明が終わりましたが、何か御質問がありましたら。

○委員（12番 君） 資料2の（4）号で説明がありましたけども、水利権については、小竹区のほうは了承済みというふうに説明がありました。ただしここは青柳区との区界になるので、水利自体は、この水路は青柳区のほうで管理していると思っておりますけども、この辺はどういうふうに解釈したらよろしいのでしょうか。（発言する者あり）一応それは、事務局の確認をお願いしたいんですけども。

○委員（10番 君） ここでは、この水路は小竹の管理でしております。特段、小竹としてはあの水路に対して、何ら問題ありません。全く隣接農区に言われるような問題じゃない

と思います。

○議長（ 君） 委員。

○委員（12番 君） 私も細かいところはわからないのですが、自分の経験で、そこを青柳区の採用とした経験があるのです。だからこの水利はどうなっているのかなというのは、ちょっと私のほうもわからないので、逆に事務局のほうで確認していただけたらなという気がするのですけれども。そういう意味で。

○議長（ 君） それは、考え方によっちゃあ小竹地区と青柳区の話し合いで済むと思うのですが……。

○委員（10番 君） 裏のあの水路に若干流れるのだよね。あそこへ。そうですね。あれ小竹の水利区長の管理というのを小竹区のほうは確認とれます。ということは、小竹管理ですね。間違いない。

○委員（12番 君） 事務局、どういうふうに管理したら。管理上のあれが。私もよく、それがそうなのかという確認がとれないもので。どうしたものでしょうね。（発言する者あり）

○議長（ 君） 事務局。

○係（ ） ただいまの御質問でございますけれども、今回申請地が小竹でございます、今小竹区農業委員さんおっしゃいますとおり、小竹の管理になっていると。ただし、水についてはどうしても上から下に流れてしまいますので、どこの農区もそうだと思いますが、どこかの段階で次の農区のほうに引き継ぐ形というふうにはなっておると思います。今回、計画図を見てまいりますと、油については、合併浄化槽が設置されておりまして、排水については今申し上げました水利のほうに入ることから、今回申請地であります小竹区のほうで特段支障があるからといって、途中から、では次の農区で問題があるかということでは決してないというふうに事務局では判断しておりますことから、今回申請地があり、かつ申請地から流入する水路を管理しております小竹区から了承とおると。ただし、どこからが農区の境かということについては、事務局では、詳細については分かりかねる部分もございますので、その辺については、お互い農区のほうと協議が必要になってくるのかなというふうに考えます。

以上でございます。

○委員（2番 君） でないと、これからもこの問題が出てきたとき、下の区の印ももらわないかんわちゅうことになってくるからね。（発言する者あり）だけんたい。余り議題に取り上げんほうがいいかなと思って。ずーと管理していこうけんね、水やけん。どこの関連、今度この議題が上がったときにさ。

○委員（6番 君） 水利の定義のこっちゃろうね。管理は一緒になろうが。

○議長（ 君） 管理は小竹でしょうけどな。

○委員（6番 君） いやいや、青柳も一緒にならないですよ。水利はやっぱり小竹や。

○委員（2番 君） それ言い出したら、全部回らんといかんものね。末端まで。

○委員（12番 君） あとは事務局でも特にわからないと思いますよ。ただ、農区の話し合いということで。ちょっとこちらで確認するように、ちょっと話を調整していきたいと思っています。

○議長（ 君） そういうことで、両農区で話し合っ、て、取り決めてもらえればいいと思いますので、よろしくをお願いします。そうせな、水は上から、下から上さいかんから。上から下へ。

ほかにないですかね。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（ 君） なければ採決をとりたいと思いますが、ようございますか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（ 君） では、第7号議案に賛成されます方は挙手をお願いいたします。

〔賛成者挙手17/17名〕

○議長（ 君） 全員賛成、ありがとうございます。

議案はこれで終わらせてもらいます。どうもお疲れさまでした。休憩を10分ぐらいとります。

午後4時21分閉会